

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画に係る面談

2. 日時：令和4年10月13日（木）10時00分～10時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

上野管理官補佐、小舞管理官補佐、加藤原子力規制専門員

文部科学省

原子力課

横井原子力研究開発調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他2名

高速増殖炉もんじゅ 所長代理 他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

資料1 「もんじゅ」廃止措置計画及び保安規定の変更認可申請について（審査会合における指摘事項等の回答）

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のカトウです。それでは本日の面談を始めさせていただきたいと思いますが、早速資料に基づきまして原子力機構の方からご説明をお願いいたします。
0:00:13	はい、原子力機構の城でございます。本日は、資料の一番、ということで、
0:00:19	次回の監視チーム会合でご説明する資料の案をお持ちしております。
0:00:25	タイトルの方は、Φ措置計画、あと保安規定の変更認可申請についてということで、審査会合における指摘事項等への回答ということで、ご留意をさせていただいております。
0:00:38	1 ページ目 2 ページ目 3 ページ目 4 ページ目と、これまでいただいている指摘事項につきまして整理をさせていただいております。
0:00:47	1 ページ目の方がですね、廃止措置計画に関する指摘事項ということで、No. 123。
0:00:55	いうふうにあります。で、その中で、ナンバー一番の方につきまして、本文 67、添付 6 というところにつきましては、2 ページ目の方にさらに詳細に作らささせていただいております。
0:01:08	ナンバー1-1 から 1-6 までというふうになっております。本日は、このナンバー1-1 から 1-6 について中心にご説明をさせていただきたいというふうに思っております。
0:01:18	あと、3 ページ目には、保安規定に関する指摘事項が 4 番から 8 番まで、
0:01:26	4 ページ目の方には、9 番から 11 番ということで、その他、ご説明する事項について整理をさせていただいております。
0:01:35	この保安規定に関する説明、指摘事項、あとは、その他の説明事項というところにつきましても、前回の面談の時にですねお出したものから、一部ちょっと修正をさせていただいておりますので、
0:01:51	その点につきましても必要に応じて少しご説明をさせていただきたいというふうに思っております。
0:01:56	それではですね、本日、主に議論をさせていただきたいというふうに思っております。性能維持施設の計につきまして、ナンバー1-1 から 1-6 までについてですね、ご説明をさせていただきたいと思います。
0:02:09	では担当の大内の方から説明させていただきます。よろしく申し上げます。はい、石松ですよろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	まずですね、パワーポイントの2ページ目のところで指摘事項の3分の2ページ目になりますけれども、前回お出ししたし、指摘事項の内容としましては、
0:02:29	1-1と1-2が一つの欄になってましたけれども説明資料の構成上をここ分けさせていただきまして、1-2だけを、別出しにしました。
0:02:40	で、1-5のリカバリプランのところに赤字の見え消しをしておりますけれども、ここについても少しご相談したいところがございまして後程お話をしたいと思います。
0:02:53	ページめくっていただきまして、
0:02:56	パワーポイントの資料で言うところの右肩上5ページ目ご覧ください。
0:03:04	指摘事項のナンバー1-1でございますけれども、ここににつきましては、上の方に記載しました、第2段階における性能施設選定の考え方を説明することと、ということと、あとは、
0:03:18	それを安全機能面から説明すること、というような指摘でございました。
0:03:25	面談の中でご紹介したのは、フローを用いて、性能施設を選定したと、いうことをフローにつきましても、右半分にあるような、原子力災害の防止の対応、それから、
0:03:40	右半分にある改札の安全確保の対応、グリーンと水色のところを考慮しながら、性能施設と実施法案というところを分けたというところがございます。
0:03:53	それで、本文の文章に戻りますけれども、第二段階前半の安全確保の基本的な考え方といたしましては、先ほど申し上げた、原子力災害の防止という観点、それから、
0:04:08	錯綜する排出作業を安全に確保、安全を確保し、効率的合理的にやるという観点。
0:04:15	最後に、廃措置の工程を安全かつ確実に進めるという3、三つの観点から、こういったフローを用いて、性能維持施設を選定したという説明をしたいと考えております。
0:04:29	2ページ、
0:04:31	パワーポイント6ページ目になりますが、指摘事項のナンバー1-2というところで、
0:04:37	性能に関するところを、過去は、既許認可通りとしておりましたけれども、それを具体化するにあたってどういった考え方で進めたのかという説明でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:51	これにつきましては、既往の許認可、設置許可工認等々でございますけれども、この内容から性能に関わることを抽出し、
0:05:01	さらに、我々のQMSの中で定めておる文章との整合性も確認しながら、それを清清野を整理したというところを記載しました。
0:05:12	面談の中でお出しいたしました、事業者実施検査の要領書の整理表というものの代表例として、燃料池の箇所を抽出し、
0:05:23	それに基づいて、6-1表を作り込むと、こうなりましたというのを例示として記載してございます。
0:05:33	10 ページ目、パワーポイントの 7 ページ目でございますけれども、
0:05:39	市野さんの説明に対しましては、詳細な説明が必要かと思いましたので、各論のところも含めまして、①から順番に、数ページ作りしました。
0:05:52	質問といたしましては、既許認可通りとしていた性能施設の維持台数を明確にして、第二段階に移行した時に、その台数を削減するのであればその理由であるとか、
0:06:07	あとは定量的な評価、代替の方法なんかを説明してくださいというような指摘でございます。
0:06:16	回答に移りますけれども、第二段階の時代数の考え方といたしましては、先ほどのフローで示しました、原子力災害防止の対応、それから、
0:06:27	廃止措置の安全確保の対応、リカバリプランに対する対応というところで、
0:06:34	原子力災害の防止等をリカバリプランに対する設備につきましては、第一段階と同じ台数を維持すると、しましたけれども、
0:06:44	2 番目の
0:06:46	挨拶の安全確保につきましては、機能性能に必要な最低台数ということで、維持台数を一部削減してございます。
0:06:55	対象としましては、下表の機器でございます。
0:07:00	この表の中で、一番右に、考え方の詳細というのを記載しましたが、それぞれ各論のお話をするために、ページの引用を書いておりますのでそれを次のページ以降に記載しました。
0:07:17	パワーポイントの 8 ページにつきましては、原子炉補機冷却水熱交換器、原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水系の設備概要と、
0:07:31	その必要最低台数の説明でございます。
0:07:36	下の方に系統図をおつけしたのと、あとは本文中に①②③ということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:44	例えば、熱交換器であれば、今のネットスーパー等、それから熱交換器の容量から加味すると、台数はこうなりますというような説明を記載してございます。
0:07:59	同じように、0203 ということで、冷却水ポンプと海水ポンプに関する記載をしてございます。
0:08:08	次ページ目、9 ページ目になりますが、あれ、
0:08:15	ゆっくり、
0:08:17	2 ページ目になりますが、エリア合理化に関するところの説明でございます。
0:08:23	エリア問題につきましては、一部、第2段階で不要となるようなモニターがございまして、その
0:08:34	分類といたしましては、面談の中で説明した①②③ということで、
0:08:41	燃料が燃料池に移っちゃうとそれによって、不要となるモニターが一部ございましてその辺りを面談資料からPPした形で全く同じ内容を載せています。
0:08:56	それから下半分につきましては、それらを代表するエリアモニター運用を提出するものですが、その場所を、
0:09:07	類推できるような図面をつけました。
0:09:10	で、一番下になりますが、これらの削減するもの以外につきましては、
0:09:19	機能性能に必要な最低台数ということで現状記載しておるといったような内容を記載してございます。
0:09:28	それから、次ページ目、10 ページ目になりますが、ナンバー1-3の④として、関係に変えたいところをこちら代表として、格納容器換気装置と格納容器雰囲気雰囲気調整装置の例といたしまして、
0:09:47	50%の運転状態におきましても、
0:09:51	ページの右下のような
0:09:56	トレンドの通り、
0:09:57	伊奈鳥羽の外気温度が上下するところにおいても、当該の運転床の雰囲気温度は、25度ぐらいで安定して西友ができておって、
0:10:09	50%の出力でも十分に運転可能だということを加味しながら、維持台数が50%で良いというふうに評価をしたというような内容にしてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:22	それで、前ページ等でちょっと説明漏れましたけれども、これらの機能性能の必要最低台数以外につきましては、他は自主的に管理ということをご記載してございます。
0:10:40	それから 11 ページ目のナンバー1-3-5 でございますけれども、制御用圧縮空気設備を例にいたしまして、その維持台数の説明をしております。
0:10:54	こちらについても、制御用圧縮空気とは別に、障害空気を圧縮設備というもので、代替的に供給することが可能ですので、
0:11:05	200%以内あったものは、1台2種すると、それからそれ以外については自主的に管理するというような説明を付け加えております。
0:11:17	それから、12 ページ目からは少し黄色が変わりますが、ナンバー1-4 ということ、維持期間をナトリウムをタンク等に効果それまでとおったけれども、その中にはリカバリープラン設備も含まるので、
0:11:33	その辺を踏まえて、記載を見直すところの考え方を説明してございます。
0:11:41	下表の通りで、リカバリープランで使用する機器につきましては、ナトリウムをタンク等に固化するまでというふうに記載しておったところ、遮へい体等を取り出す作業が終了し、ナトリウムをタンクに固化するまでと、
0:11:55	というような、枕詞を記載しております。
0:12:00	今後これらの記載を改めたものにつきましては、一番下の赤字で書いた通り、第6-1章に識別管理をした上で、それを具体化していく。
0:12:12	いうことを
0:12:16	システムあります。
0:12:19	それからナンバー1-5、13 ページ目に移りますけれども、郡小針ぶらー設備について、保安規定での位置付けを、保全検査の考え方、適用プロセスについて説明すること。
0:12:34	いう内容でございました。
0:12:36	で、適用プロセスにつきましては、右の方のフローに記載してございませぬ通り、こういったフローによって、リカバリープランの適用を検討して参ります。
0:12:51	左上に少し文章を変えてございますけれども、リカバリープラン設備につきましては、保安規定の103条に定めます、特別な保全計画で管理をし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:04	それに基づいて、休止設備といたします。
0:13:08	なお、リカバリプランが実施すると、を決めた段階において、健全性を確認するための点検を行って、
0:13:18	定義事業者検査を実施すると。
0:13:21	性能を確認するということを記載いたしました。
0:13:26	このリカバリプランの適用プロセスにつきましては、今後保安規定に基づくQMSの中で制定をして参ります。
0:13:37	それで、赤字で見え消しにしたところにつきましては、面談の中で議論した中で、以前、文字といたしましては、
0:13:49	第二段階の第1キャンペーンが終わったところで、リカバリプランが本当に必要かどうかというのを再度確認した上で、その後の対応を検討していくということで、話を参りましたけれども、
0:14:04	そこについては考え方を改めまして、リカバリプランについて、ずっと第二段階の遮へい体取出し作業が終わるまでは、
0:14:15	維持管理をしていって、さらに、以前のもんじゅの考え方としては、陸張りプランに必要な設備で、長期的に点検に時間を要するものについては、事前に点検をしておくというような考え方を持ってございましたけれども、
0:14:32	こちらについても、
0:14:36	この二つ目の丸に記載した通り、健全性を確認する点検というのは、リカバリプランを使用する必要が出た段階というふうに考えを改めたこともあって、
0:14:48	こちらの記載は
0:14:51	なくても説明ができるかなと考えましたので、ここについては後程議論させていただきたいと考えてございます。
0:15:02	ナンバー1-6、次の14ページ目になりますが、指摘事項といたしましては、維持すべき性能を明確化するために、維持期間が終了したものを、6-1表、に反映することを検討するというようなことでございます。
0:15:20	具体的な反映方法につきましては、下の表の通りで、
0:15:26	代表例を記載しましたけれども、機能補正の欄に見え消しをするということで、維持期間を確認した上で、すでに終了した維持期間の機器についてはこういった斜線を引くと、
0:15:42	いうことを考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:46	はい。次以降のページにつきましては、前回の面談の中でご紹介いたしましたものを、をつけてございますので、今日のご確認はここまでとさせていただきます。以上です。
0:16:03	はい。以上です。少しだけ補足をさせていただきます。前回の面談の時にですね、
0:16:09	9月の7日付でお示ししております審査資料をに従って、フラットに
0:16:17	パワーポイントを作りたいということであったかなというふうにご理解しております。なので、本日は、9月7日の資料の中からですね、議論するのに必要であろうと。
0:16:28	いうふうに思われるところを中心に、パワーポイントに要点をまとめてきたということでございます。
0:16:34	それでは、取次我々の方で作ってきました資料についての説明以上になります。ご議論の方よろしく願いいたします。
0:16:44	院長規制庁の加藤です。ご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして室長からコメント等ありましたらお願いします。
0:16:53	規制庁植野です。5ページで示しているその右下にある、自主的に管理する。
0:17:01	施設についての、具体的な運用については特段説明はしないってことですかね。
0:17:10	積極的には説明しないと、こちらから問われれば来答するっていうような、
0:17:15	ポジションなんていうことですかね。
0:17:17	そうですね後者で考えてございます。それで、自主的に管理するということについての回答としては、
0:17:27	点検も性能維持施設と同じようにするし、その上で、定期事業者検査も実施して性能を確認していくというような回答になろうかと思えます。
0:17:42	はい。
0:17:44	それで、
0:17:46	すぐさまはもう使わないということで廃棄に持ってくっていうものは、今のところ考えてないってことですかね。
0:17:55	そうですねエリアモニターのところについては、杉江さんも廃止、廃止というか、使わないというものになりますが、それらについては、使用するという考えでございます。
0:18:07	はい、わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:13	すいません原子炉規制庁の加藤ですけれども、6ページの資料なんです が、
0:18:20	僕大体具体化するにあたっての考え方ということで、定期事業者検査要 領書、
0:18:27	整理表の時か
0:18:31	の内容の内容を、
0:18:34	性能維持施設の表に、具体、具体的にこう書くと、というような説明が書 いてあるんですけど、これ、何か第2弾かいいに移行するに当たって、
0:18:46	ある程度何て言うんですかね、この維持するでの合理化するような設備 みたいなものってのはないんですか。
0:18:54	合理化というよりも、今まで燃料体を取り出すっていうものが、遮へい 体を今後取り出すに変わるので、それ、
0:19:04	体が、物が変わるところで性能変更したといったところはござい ますが、第2段階に移るに当たって、例えば性能がもっと簡素にでき るとか、そういったところはありません。
0:19:19	そうなんです何かこれ、これを見ると、単に既許可、
0:19:25	日にち、許認可通り、
0:19:27	としていたものを、そっくりそのまま具体的に、
0:19:30	下、変更するだけですっていうふうに見えるんですけど、
0:19:35	何か第2段階に移行するに当たって何か、その変更があるのであれば、 ちょっとそれも何か説明した方がいいのかなと思うんですけど。
0:19:47	どうでしょうか何か、多分燃料、燃料取扱設備周りのものが若干の書き ぶりが変わったりっていうのは、何かあるのかななんて思ってるん です。
0:19:56	そこが説明しなくていいですかね。
0:19:59	これは今私が申し上げた車閉鎖に変わるからというところに関する説明 でよろしいですかね。そうですね。
0:20:10	はい。一つ足します。
0:20:12	はい。
0:20:13	そうですねそれ、それを出していただくと、いいかと思います。よろ しくお願いします。
0:20:45	規制庁のカトウなんですけども、規制庁関係で
0:20:48	先ほど、多分、市長さんから13ページの
0:20:54	リカバリープラン設備の資料について何かご相談させていただきたい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:01	資料としては、
0:21:03	どうですか、私は何かこれでいいのかなと思ってんですが。
0:21:09	はい。
0:21:13	あ、若山。はい。
0:21:16	13 ページの資料ですがこれで特に問題ないと思いますけれどもご相談された。
0:21:22	させていただきたいって申し上げたとおっしゃったのは、当然ちょっと聞き逃してしまったんだと思うんで、率直に言うところのこの設問のところから見消しの部分は消しても、
0:21:33	構わないですかねというところを聞いたかったんですが、
0:21:37	あ、そうです。少し補足をさせていただきますと、ここに書いてる設問はですね、
0:21:43	審査本格的に始める前にですね、7月の28日の時に、機構側からこんなことをご説明しますと、
0:21:52	いうふうに整理をした別表1と別表2というのがありますけれども、
0:21:57	その中にですね、このリカバリープラン設備の維持管理の考え方について説明するというふうに記載をしております。審査の議論の中で、この部分について、ご説明をする必要がなくなってしまったので、
0:22:14	これまでの面談の中でご説明をしていないということになっておっすね。
0:22:19	そういう経緯もあって
0:22:22	この部分については、次の監視チーム会合のときには、削除させていただきたいというふうに思っているということなんですけれども。
0:22:35	はい。わかりましたこれは、これまでの話を踏まえてこういう、こういう形になったということだと思うので、はいCMO、必要十分な内容が書かれてるかなと思いますので、
0:22:48	これで結構かと思います。
0:22:51	わかりました。では削除ということでさせていただきます。はい。本日、この部分について修正版をお送りさせていただいた方がよろしいですかね。
0:23:02	そうですねはい。わかりました。いただければと思います。はい。はい。
0:23:11	ちょっと規制庁から何か確認しておきたいこと等ありますでしょうか。
0:23:21	もう少し細かな点になるんですが、資料で言いますと、7ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:30	補機冷の熱交換器が、
0:23:33	本来のものを3台するという台数が示されて、
0:23:38	その次のページでは8ページで、
0:23:43	C系のうち交換機を1台減らすと。
0:23:48	いうことを示されてるんですが、これだから、
0:23:52	A系B系については燃料池の冷却食うがあるので、Bすると、C系の1台を減らすという、
0:24:01	ことだと思っんですが、
0:24:03	その人が何か、このまま今回その変更は、
0:24:08	されないと理解してますので、いいんですが、今後何か申請されるのであれば、
0:24:13	そのC系を減らすんだよというのは必要かなと思います。
0:24:21	はい。今後、また、荒瀬氏やらせていただく時には、i 記載をしたいと思っ
0:24:34	よろしいでしょうか。
0:24:38	はい。
0:24:39	こちらからは以上ですけれども、何か尾川からございますでしょうか。
0:24:46	いえ、特にありません。
0:24:48	はい、ありがとうございます。大まか武将の方から特に、
0:24:53	何かありますでしょうか。
0:24:56	はい横井です。ありがとうございます特別ございません。
0:25:00	はい。ありがとうございます。それでは本日の面談をこれで終了にしたいと思っます。どうもありがとうございました。
0:25:11	ありがとう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。